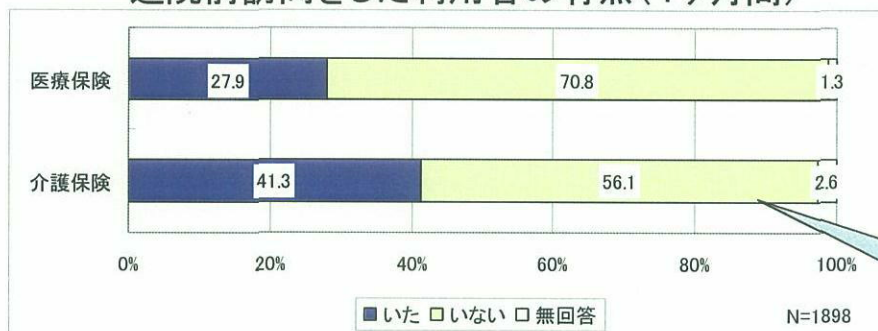


退院前訪問、退院日訪問について

退院前訪問をした利用者の有無(1ヶ月間)



○ 医療機器を装着したまま退院となる患者などについて、入院先の病院に出向いて退院調整・指導を行っている。

介護保険では、退院前訪問(カンファレンス等)の評価がない。

退院当日に訪問をした利用者の有無(1ヶ月間)



○ 退院当日に在宅で医療機器のセッティングや家族への介護指導等を行っている。

医療保険では、退院当日の訪問の評価がない。

- 療養病床の廃止等に伴い、今後益々、重度者の退院増加が予想されるが、訪問看護ステーションからの退院前訪問・退院日訪問は十分に評価されていない。
- 医療機関との「特別な関係」があると、算定できない項目が多い。